

平成 16 年 3 月 4 日

学長 小川 恵一様

公立大学法人横浜市立大学定款（案）について、3月4日開催の商学部教授会において次のような意見が出されましたので、ご報告いたします。

定款の根本的な問題として、①学長とは別に理事長を置いていていること、②教育研究の自律性が保障されるシステムとなっていないこと、③本来、教育研究審議会で審議すべき事項を経営審議会の審議事項としていること。

また、具体的問題点として、①理事長の権限が強大すぎること、②教員人事の権限が教育研究審議会にないこと、③教育研究審議会のメンバーに学外者が含まれており、さらに学長選考会議のメンバーにもなるとされていること、④教育研究に係る学則その他の規則の制定・改廃などが教育研究審議会の審議事項とされていないこと、⑤教育研究組織の設置・廃止や教育課程など、教育研究に関する事項にもかかわらず、経営審議会の審議事項にしていること、⑥経営審議会の学外者メンバーの任命にあたって、教育研究審議会の意見を反映するシステムを欠いていること等。

以上。

商学部長 川内 克忠